

「横浜市の新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））策定支援業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 「横浜市の新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））策定支援業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 会社概要
- (2) 類似業務の履行実績
- (3) 業務実施体制
- (4) 現状及び施策等への理解度
- (5) 業務の運営に関する提案
- (6) ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営に関する取組

（評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 類似業務の履行実績を有しているか。
 - (2) 業務実施体制は十分な体制となっており、専門性の高い応対に応じられる人員が配置されているか。
 - (3) 本市の施策、10～20年先の社会情勢予測、図書館界の一般常識やトレンド等を理解した上で、論理的に施策の提案がなされているか。
 - (4) 業務の運営に関する提案は具体的で、かつ業務を円滑かつ効果的に実施するための工夫がなされているか。
 - (5) ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営に関する取組を進めているか。
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。ただし、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮するものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) ヒアリング
- (4) 評価の集計及び報告

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 教育委員会事務局総務部長
副委員長 教育委員会事務局教育政策推進課長
委員 政策局政策課担当課長
教育委員会事務局中央図書館企画運営課長
教育委員会事務局中央図書館サービス課長
教育委員会事務局磯子図書館長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の6分の5以上の出席がなければ開くことができない。

5 評価委員会を欠席した委員の評価は、採点に含めないこととする。

6 委員長は、評価結果を教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和5年1月24日から施行する。